



マイナンバーカードの交付申請を住民課でお手伝いします！

～顔写真を撮影し、申請手続き完了まで～ 手数料もかかりません

顔写真付きの公的証明書が必要になり、困ったことはありませんか？

マイナンバーカード（個人番号カード）は氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー・顔写真が表示されたカードで、公的な身分証明書として利用できます。

○持参するもの

本人確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）

通知カードに同封された交付申請書（お持ちでない場合は、新しいものを発行します）

○受付場所

本庁住民課（平日午前9時～午後5時）

※カードの発行には1ヵ月程度かかります。

10月もマイナンバーカード休日臨時窓口を開設します

【日時】 10月25日（日）午前9時～正午

【場所】 本庁住民課窓口（休日ですので、庁舎東側通用口からお入りください）

【内容】 ①カード交付（交付通知書がすでに届いている方）

事前予約が必要です。21日（水）までに電話で予約をしてください。

②カード申請補助

事前予約は必要ありません。

③その他、マイナンバーカードに関すること

電子証明書の更新、パスワード変更など事前にご相談ください。

☎ 住民課 ☎0859-54-5210



会社を退職（失業）された方へ

国民年金への変更手続きはお済みですか？

20歳以上60歳未満の方は、公的年金制度への加入が法律で義務付けられています。勤務先を退職（失業）されたときは、厚生年金保険から国民年金への変更届出が必要です。

*勤務先を退職（失業）された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

【手続きの場所】

住民課または各支所総合窓口室（年金事務所でも手続きできます）

【手続きに必要なもの】

・厚生年金保険等の資格がなくなった証明書

（資格喪失証明書、退職証明書、健康保険資格取得・資格喪失等確認通知書など）

・年金手帳など、基礎年金番号がわかる書類

【保険料額】

月額16,540円（令和2年度）

保険料の納付が困難な場合は **保険料の免除制度** があります。

申請書は役場の窓口にありますのでご相談ください。

*失業を理由として免除申請をされる場合は、雇用保険受給資格者証や雇用保険被保険者離職票など、失業していることを確認できる公的機関の証明書の写しが必要です

☎ ・米子年金事務所 ☎0859-34-6111 ・大山支所総合窓口室 ☎0859-53-3311
・本庁住民課 ☎0859-54-5210 ・中山支所総合窓口室 ☎0858-58-6111